

ISSUE BRIEF

独立行政法人における事後評価・見直し

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 571 (2007. 3. 14.)

- はじめに
- I 独立行政法人制度の創設と特殊法人等改革
 - 1 独立行政法人制度創設の経緯
 - 2 特殊法人等の改革に伴う独立行政法人設立の経緯
 - 3 独立行政法人制度の概要
- II 中期目標期間終了時の見直しの実施状況
 - 1 平成 18 年までの実績
 - 2 平成 18 年に実施された見直し
- III 評価及び見直しの今後の課題
 - 1 評価結果の見直しへの適切な反映
 - 2 独立行政法人の自主的な業務運営と見直しのあり方
 - 3 業務適正化のための評価機能の強化
- おわりに

独立行政法人制度は、政策立案機能と実施機能を分離し、国の事務・事業の垂直的減量を推進するとともに、それぞれの機能の高度化を図る目的で、平成 13 年に創設された。さらに同制度では、業務の自主的な運営を促進する仕組みが整備され、目標管理と事後評価等の仕組みも導入された。

中期目標期間終了時に実施する組織・業務全般の見直しは、特に重要である。「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（「行革推進法」）では、国の歳出の縮減を図る見地から、組織及び業務の在り方だけでなく、これに影響を及ぼす国の施策のあり方についても検討を行うことが要請された。

事後評価及び組織・業務の見直しは、制度発足からの 6 年間で、実績が積み重ねられ、一定の成果が得られている。しかし、未解決の課題もあり、今後も検証を続けていく必要がある。

行政法務課

えんどう あきこ
(遠藤 暁子)

調査と情報

第 5 7 1 号

はじめに

平成 13 年 4 月に、57 法人でスタートした独立行政法人（以下「独法」とする。）は、その後、特殊法人等¹改革に伴って設立された法人（以下「移行独法」とする。）が加わり、平成 19 年 3 月現在、104 法人²となっている。

独法制度では、法人が業務を自主的・効率的に遂行できるよう、目標期間終了時には、第三者機関による業績評価と組織・業務の見直しが、行われることになっている。また、業務の確実な実施を担保するために、国から独法に対し、運営費交付金等が交付されている。その総額は、法人数の増加とともに年々増加している³。特に移行独法は、事業規模が大きいため、国からの支出額も概して大きい。

第 164 回国会で成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行革推進法」という。）では、今後実施される見直しにおいて、国の歳出の縮減を図る見地から、組織・業務のあり方だけでなく、これに影響を及ぼす国の施策のあり方についても、併せて検討を行うことが要請された（第 15 条）。

本稿では、独法制度の概要と、設立の経緯、事後評価及び組織・業務の見直しの実施状況、今後の課題について整理する。

I 独立行政法人制度の創設と特殊法人等改革

1 独立行政法人制度創設の経緯

平成 8 年 11 月に発足した行政改革会議は、「従来の行政組織において政策立案機能と実施機能が渾然一体となっていたことが、本来の特性を失わせ、機能不全と行政の肥大化を招いた」と指摘した。その最終報告（平成 9 年 12 月 3 日）は、事務・事業の垂直的減量を推進するとともに、それぞれの機能の分離・高度化を図るために、独法制度を創設することを提言した。

その後、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）が制定され、その中で、独法制度の基本的な枠組みが示された。平成 11 年 7 月には、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）が制定され具体的な制度の枠組みが定められた。

同年 12 月の臨時国会において、法人のそれぞれの名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めた法律（いわゆる「個別法」）が成立し、平成 13 年 4 月に、独立行政法人国立公文書館（以下個別の独法名については「独立行政法人」の表記を省略する。）等 57 法人が発足した。中央省庁等改革に伴って設立された独法は、移行独法に対して「先行独法」と呼ばれる。

2 特殊法人等の改革に伴う独立行政法人設立の経緯

行政改革会議の最終報告は、特殊法人等の問題点として、①経営責任の不明確性、②事

¹ 特殊法人等とは、行政に関連する公的な事業を遂行するため、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人であり、特殊法人と認可法人とがある。

² 「独立行政法人一覧」総務省行政管理局ホームページ<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/satei2_f.html>なお、一覧表の作成基準日である平成 19 年 1 月 9 日以降、独法数の増減はない。

³ 当初予算における運営費交付金は、平成 13 年度に 57 法人で 3,493 億円、平成 18 年度では 104 法人で 1 兆 7,502 億円である。

業運営の非効率性及び不透明性、③組織及び業務の自己増殖性、④経営の自律性の欠如等を列挙し、原因は共通の制度的枠組みが存在しなかったことであると指摘した。「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）で、廃止又は民営化される法人以外は、事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独法への移行を検討することとされた。

その後、特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）に基づき、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）が策定され、平成15年10月以降、対象となった163法人のうち、38法人を順次36の独法に移行することになった。また、一部の法人については、廃止した上で全部もしくは一部の事務を、独法へ統合・承継することとされた。

3 独立行政法人制度の概要

（1）独立行政法人の定義

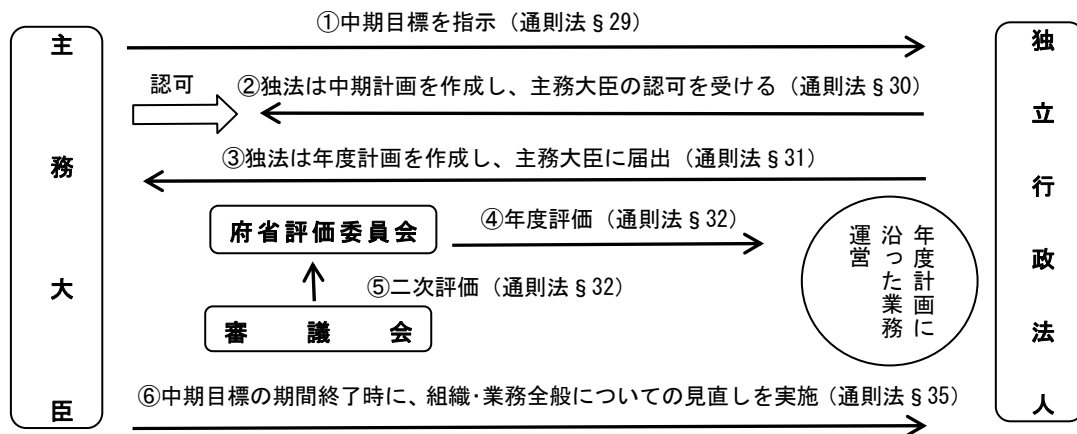
独法とは、通則法第2条第1項において、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、①民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、②一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人、と定義されている。

なお、独法には、職員の身分の違いにより特定独法⁴（公務員型）と非特定独法（非公務員型）の2種類があり、特定独法であっても職員は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号。いわゆる「総定員法」）にいう定員には含まれない。

（2）独立行政法人の業務運営の仕組み

独法制度では、通則法等により、自主的かつ適正な運営を確保する仕組みが整備されている。特に、制度の根幹をなす目標設定と事後評価、さらに評価結果を以後の業務運営に反映させる仕組み（図1）は、従来の行政組織にはなかった⁵ものである。

図1 目標設定と事後評価等の仕組み（概要）



（出典）通則法に基づき筆者作成（④⑤⑥の過程の詳細については、後掲図2参照）

⁴ 特定独法は、通則法2条2項において、「その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定める」法人と定義されている。

⁵ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の成立により、現在では、行政機関においても、一定の政策について評価（事前・事後）の仕組みが整備されている。また、評価結果の予算への反映も近年、強化されている。

事業年度終了後に実施される評価（以下「年度評価」とする。）においては、各府省に設置された評価委員会が1次評価を実施する。この評価内容については、総務省に設置された審議会である「政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「審議会」とする。）」が、2次評価を実施するというダブルチェックの仕組みが導入されており、評価の中立性に配慮している。なお、この仕組みにおいて、主務大臣の指揮監督権は、中期目標の指示や中期計画の認可、中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しの実施等に限定されており、法人の自主的な業務運営を促すものとなっている。

財務、組織・人事管理、透明性の確保の観点からは、表1のような仕組みが整備されている。

表1 独立行政法人の業務運営上の仕組み

<p>【財務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の確実な実施を担保するために国から運営費（予定された用途以外に使用可能）と固定的投資経費（中期計画で定めた範囲内で柔軟に使用可能）が交付される。 ・ 経営努力により生じた剰余金は、主務大臣の承認を受けて中期計画の用途の範囲内で使用が可能。
<p>【組織・人事管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の行政組織及び定員管理の対象外であり、法人の判断に基づく組織編成・人員配置が可能。 ・ 民間人登用を含めた適材適所の役員人事が可能。 ・ 法人の業績や役職員個人の業績を給与へ反映する仕組みを導入する等、柔軟な人事政策が可能。
<p>【透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政状況や業務の成果の積極的な文書開示、情報提供の実施が義務付けられている⁶。 ・ 独法会計基準⁷により年度ごとの財務諸表等（「行政サービス実施コスト計算書⁸」含む）の作成・公表が義務付けられている。 ・ 役員人事の透明性を確保するため、独法の役員に就いている退職公務員等の状況の公表が義務付けられている⁹。 ・ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）が制定されている。

（出典）『独立行政法人評価年報 平成17年度版』2008. 1, p. 334 等をもとに筆者作成

（3）独立行政法人の年度評価と中期目標期間終了時の見直しの実施

先に述べたとおり、年度評価と中期目標期間終了時の見直しは、通則法によって大枠が定められているが、具体的な運用については、閣議決定や各種指針で定められている。また、評価・見直しの実施の流れは、図2で示すとおりである。

（i）年度評価

年度評価の積み重ねは、それに続く中期目標期間終了時の見直しの基礎となる。見直しを実効あるものとする点でも、年度評価は重要である。

しかし、制度発足当初に、各府省の評価委員会が実施した評価は、独法ごとに評価の基本的な着眼点や基礎的データ等に、ばらつきがある等、課題を残すものであった。そこで、

⁶ 通則法第3条第2項は、独法は「その業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない」と定めている。

⁷ 独法の会計については、通則法第37条において「原則として企業会計原則による」とされているが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独法の特殊性を考慮し、必要な修正を加えた独自の会計基準が、平成12年2月に策定された。

⁸ 独法の業務運営に関して、国民の負担に帰すべきコストを明らかにすることを目的に、主務省令によって作成を規定されている。

⁹ 「特殊法人等整理合理化計画」及び「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）等において公表が義務付けられている。

平成 14 年 12 月に審議会は、評価を実施する際に考慮すべき事項を列挙し、今後の評価活動の準則とするよう提示した¹⁰。

(ii) 中期目標期間終了時の見直し

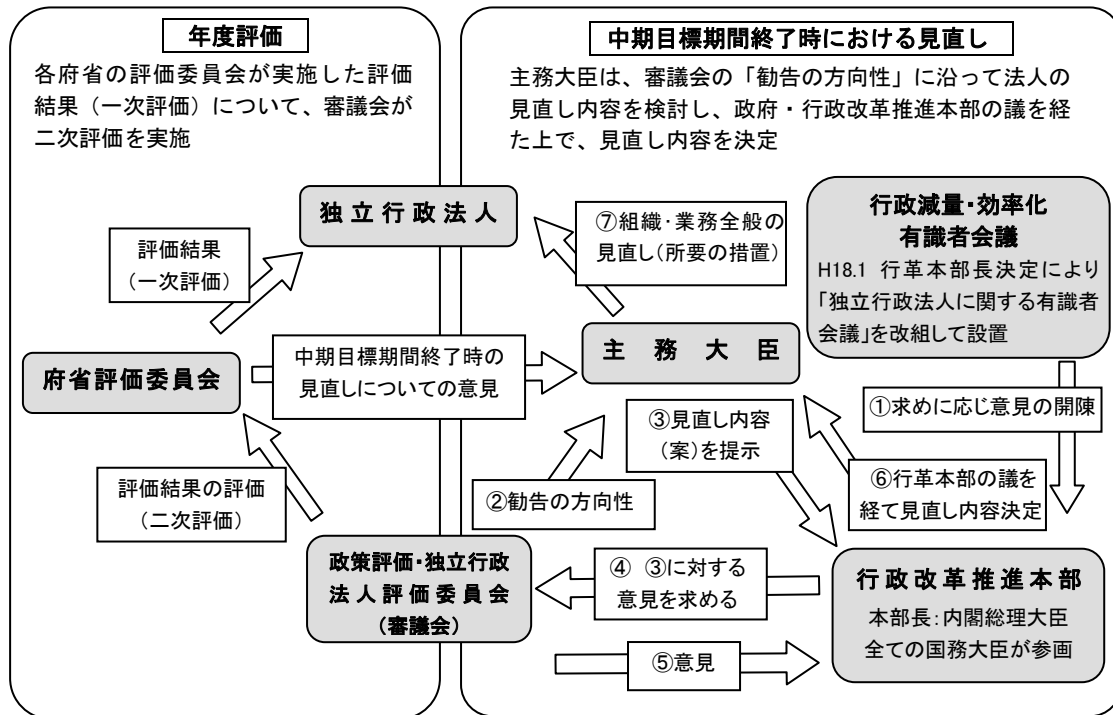
「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」¹¹（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）では、主務大臣は「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、組織・業務全般の見直しを実施することとし、見直し実施の詳細な流れが示された。

まず、主務大臣は、見直し内容を予算に反映させるために、目標期間終了前に見直しの当初案を作成し、必要な予算要求を実施する。

予算概算決定時まで、主務大臣は、審議会の「勧告の方向性」の指摘等を反映させて当初案を修正し、行政改革推進本部（以下「行革本部」とする。）に説明する。見直し内容は、行革本部の議を経て決定されるが、その際、行革本部は、審議会の意見を聞かなければならない。

見直し内容決定後、主務大臣は、次の中期目標期間が始まるまでに、次期中期目標の策定や、必要な法改正の手続等の所要の措置を行う。なお、行革本部は、適切な判断を行うため有識者会議を設置し、意見を求めることとしている¹²。

図 2 年度評価及び中期目標期間終了時の見直し



(出典)『総務省広報誌』74号,2007.2,p.12.をもとに筆者作成

¹⁰ 「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成 14 年 12 月審議会決定)

¹¹ 総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030801_1.html>

¹² 有識者会議の当初の設立については、「独立行政法人に関する有識者会議について」(平成 16 年 6 月 17 日行革本部決定) 行革本部ホームページ<<http://www.gyokaku.go.jp/dokuritsu/index.html>>を参照。平成 18 年の改組については、「行政減量・効率化有識者会議」(平成 18 年 1 月 23 日行革本部長決定) 行革本部ホームページ<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/pdf/sankou1_23.pdf>を参照。

Ⅱ 中期目標期間終了時の見直しの実施状況

1 平成 18 年までの実績

平成 17 年度までに、先行独法の 57 法人（うち特定独法 51 法人）に対して、中期目標期間終了時の見直しが行われた。その結果、2 法人の廃止、類似業務を行う法人の統合、特定独法の役職員（約 12,000 人）の身分の非公務員化が行われた。また、各独法に対し、事務・事業の縮減等が決定された。以下に、主な内容についてまとめる。

（１）法人の廃止

平成 16 年に行われた中期目標期間終了時の見直しでは、消防研究所と農業者大学の廃止が決定された。

消防研究所は、緊急事態対応等の業務を消防庁に統合・吸収させたいと、平成 18 年 4 月に廃止された¹³。国の防災政策の中核を担う機関が、国に戻ることを評価する意見がある一方で、統合の際に要員の 5 割が削減されたため、コスト削減に偏重しすぎており、研究機能の低下を招くとの意見もあった¹⁴。農業者大学は、廃止されたものの、先端的農業技術等の教授業務は、農業・食品産業技術総合研究機構が承継した。このため、実態としては整理統合であり、純然たる廃止ではないとの指摘もある¹⁵。

中期目標期間終了時の見直しに基づくものではないが、平和祈念事業特別基金¹⁶の解散は、事業を他の独法等に承継させずに、廃止する初めてのケースといえる。背景には、戦後処理問題の早期解決の要請とともに、独法の役員ポストが、官僚の天下り先となっている等の批判¹⁷があった。廃止の検討は、政治主導で行われ、廃止に関する法律¹⁸は、第 165 回国会で成立した。

（２）法人の統廃合

先行独法の多くは、試験研究や研修機関であり、業務が重複しているものも多かった。このような法人に対しては、法人の統廃合の見直し決定がなされ、管理業務の効率化等が目標とされた。これまでに、21 法人が 9 法人に整理統合されている（表 2）。

表 2 組織・業務の統合の実績

【文部科学省】	
国立オリンピック記念青少年総合センター 国立青年の家 国立少年自然の家	平成 16 年に見直し実施。平成 18 年 4 月から青少年教育振興機構（新設）へ移行し、青少年教育関係事業を実施
国立博物館 文化財研究所	平成 15 年に見直し実施。平成 19 年 4 月統合予定
【厚生労働省】	
産業安全研究所 産業医学総合研究所	平成 16 年に見直し実施。平成 18 年 4 月より新たに設立された労働安全衛生総合研究所へ移行し、労働災害に関する調査研究業務を実施

¹³ 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律（平成 18 年法律第 22 号）

¹⁴ 「こちら特報部 消防研究所まで廃止へ 骨太の方針スジ違い？」『東京新聞』2005. 10. 7.

¹⁵ 北沢栄『静かな暴走 独立行政法人』日本評論社、2005、pp. 62-63.

¹⁶ 同基金は、昭和 63 年に総務省所管（当時総理府）の認可法人として設立され、恩給欠格者や戦後強制抑留者、引揚者を対象とした慰謝事業などを行ってきたが、特殊法人改革に伴い、平成 15 年に独法化された。

¹⁷ 「政治の常識 こんなものいらない！？抑留者基金の巻」『東京新聞』2005. 8. 1.

¹⁸ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）。同基金は、平成 22 年 9 月 30 日までに廃止されることになった。

【農林水産省】	
さけ・ます資源管理センター 水産総合研究センター	平成16年に見直し実施。一部の業務を民間に移行し、調査研究業務については、平成18年4月から水産総合研究センターを継続組織として実施
農業・生物系特定産業技術研究機構 農業工学研究所 食品総合研究所	平成16年に見直し実施。平成18年4月から農業・食品産業技術総合研究機構（新設）へ移行し、農業生産から消費まで一貫した現場技術開発業務を実施
農林水産消費技術センター 肥飼料検査所 農薬検査所	平成15年に見直し実施。平成19年4月統合予定
材木育種センター 森林総合研究所	平成15年に見直し実施。平成19年4月統合予定
【国土交通省】	
土木研究所 北海道開発土木研究所	平成16年に見直し実施。平成18年4月から土木研究所を業務統合後の継続組織として土木技術研究業務を実施
海技大学校 海員学校	平成16年に見直し実施。平成18年4月から海技教育機構（新設）へ移行し、船員の養成事業、再教育事業を実施

（出典）各独法の公表資料等に基づき筆者作成 （注）統合が実施済みのものについては網掛けした。

（3）非公務員化

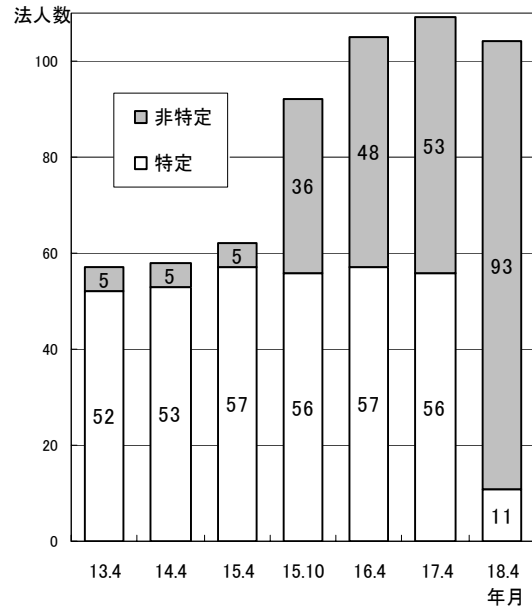
移行独法は、原則として非特定法人として設立¹⁹されたが、先行独法は、国の行政組織から事業を切り離して設立された経緯もあり、大半が特定独法として発足した。これに対しては、行政スリム化の趣旨から、公務員の身分を与えるべきではなかったとの批判²⁰がある。

特定独法の見直しにおいては、国家公務員の身分を有しないものがその業務を担う場合に、どのような問題が生じるのか具体的かつ明確に説明できない場合は、非特定独法にするとされた²¹。平成16年に実施された見直しでは、研究開発・教育関係法人は原則として非特定独法とし、役職員を非公務員とする方針が打ち出された。

平成16年以降、43の特定独法（職員数約12,000人）が非公務員化された。特定独法の法人数の推移は、図3のとおりである。

非公務員化の効果として、国家公務員法に規定されている職員の採用に関する制限や兼業禁止といった事項の適用がなくなり、柔軟な給与体系や勤務条件を導入することが可能となる。これにより、優秀な人材の確保や民

図3 特定・非特定独法数の推移



（出典）『独立行政法人評価年報 平成17年度版』p.8

¹⁹ 「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定）首相官邸ホームページ<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/021018kihon.pdf>>

²⁰ 北沢 前掲書, pp. 19-22.

²¹ 前出の平成15年8月1日閣議決定で、独法の組織形態に関する見直しに係る具体的措置の一つとして掲げられている。

間企業との人事交流の促進や、効率的な業務運営が期待されている²²。

特定独法は、平成 19 年 3 月現在で、国立公文書館や造幣局をはじめ 11 法人が存在し、常勤職員数は 57,142 人（平成 18 年 1 月 1 日現在）である。

（４）業務の廃止・縮小・重点化等

業務の重点化に伴う事務・事業の縮小・廃止、人員及び人件費の削減に関する見直しは、ほぼすべての法人で行われた。さらに、次期中期目標の設定の際には、達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すよう指摘されている²³。

2 平成 18 年に実施された見直し

平成 18 年に見直しが行われた 23 法人の大半は、移行独法であり、事業が多岐にわたるうえ、財政支出も大きいことから、事業の統合等の指摘はなく、全体的には、業務の廃止・縮小・重点化等の見直しが指摘された。見直し対象のうち唯一の特定独法である自動車検査（役職員数 875 人）は、非公務員化が決定された。融資等業務²⁴を実施する独法に対しては、32 の融資業務の廃止・縮小が決定された。政府は、今回の見直しにより、次期目標期間を通じた法人のコスト縮減効果は、約 1,900 億円²⁵と試算している。それぞれの法人の見直しの概要及びコスト縮減効果については、表 3 にまとめた。

以下、見直しの内容について、その背景も含めて整理する。

（１）業務の廃止・縮小・重点化等

行革推進法は、移行独法への見直しが平成 18 年度以降開始されることを受け、国の歳出の縮減を図る見地から、組織・業務の見直しに止まらず、国の施策のあり方についても併せて検討を行うこととした。

これを受けて、今回の見直しでは、すべての法人に対し、業務の廃止・縮小・重点化等の見直しが指摘された。さらに、6 法人 13 事業については、市場化テストの枠組みを活用した事業の効率化を図るものとされた。

（２）融資等業務を実施する独立行政法人の見直し

独法が実施している振興助成や融資・債務保証等は、原資の多くが、特別会計などの公費であり、効率的かつ低リスクの貸出しが要請されているにもかかわらず、実際には、審査が十分に行われていないなど、管理運営体制に問題があると批判されていた²⁶。

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）では、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する融資等業務を実施する法人²⁷については、平成 18 年中に見直しを前

²² 人事の活性化については、優秀な研究者を年度途中に採用した経済産業研究所の例がある。「見直し必至の独立行政法人 未熟な仕組み、拭えぬお上意識」『日経ビジネス』1154 号, 2002. 8, pp. 124-127.

²³ 平成 16 年に行われた見直しについては、「平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」（平成 16 年 12 月 24 日行革本部決定）首相官邸ホームページ<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/041224dokuhou.pdf>>を参照。平成 17 年に行われた見直しについては、「平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」（平成 17 年 12 月 24 日行革本部決定）首相官邸ホームページ<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/051224dokuhou.pdf>>を参照。

²⁴ 融資等業務とは、①出資、②直接融資（貸付）、③債務保証等、④利子補給の業務を指す。

²⁵ 次期中期目標期間全体について見直しを行わなかった場合のコスト（一般管理費＋業務費）から、見直しを行った場合のコストを差し引いた額等で各府省が試算した額を集計したもの。

²⁶ 「独立行政法人など 63 機関が 122 兆円融資」『読売新聞』2005. 10. 20.

²⁷ 今回の対象法人の中には、日本私学学校振興・共済事業団も含まれている。同事業団は独法ではないが、特

倒しで行う方針が示され、行革推進法において実施が明記された。

これを受けて実施された今回の見直しでは、14 法人が実施する 59 の融資等業務のうち、54%に当たる 32 業務の廃止・縮小が決定された。政府は、この見直しにより新規融資の規模が約 1,800 億円縮小し、余剰資金等約 180 億円が国庫に返納されると試算している²⁸。

(3) 共通指摘事項

今回の見直しでは、すべての独法に共通して、①一般管理費・事業費の効率化目標の設定、②総人件費の削減、③随意契約の見直し、④法人資産の有効活用等に係る見直し、⑤決算情報・セグメント情報等の公表の充実、といった事項が指摘された。

総人件費の削減の指摘では、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、独法においても、5 年間で 5%以上の削減を行うという内容となっている。

随意契約についても、国における見直しの取組み²⁹を受け、特定の団体（関連公益法人等）との契約の見直しを実施し、契約の妥当性については、第三者による検証システムの導入を図ることとされた。さらに、次期中期目標では、明確かつ検証可能な目標を設定し、一般競争入札の導入・範囲拡大等により、一層の効率化を促進することが求められている。

Ⅲ 評価及び見直しの今後の課題

独法の評価及び見直しは、法人数の削減、職員の非公務員化、業務の整理縮小といった成果のほかにも、独法に対する規律の付与、業務の透明性の確保といった面においても、一定の成果をあげている。しかし、一方では、以下に掲げるような問題点もある。

1 評価結果の見直しへの適切な反映

会計検査院は参議院の要請により、平成 17 年 10 月に、先行独法の業務運営等の状況調査を実施した³⁰。この調査により、業務の効率化が必ずしも実現されていないことが判明した。具体的には、業績等の役職員給与への反映がほとんど実施されていない³¹ことや、研究機関では、初年度より人件費が増加していること、教育関連法人のありようが社会的ニーズに合わなくなってきていること、さらには、研修施設を運営する法人では、施設が有効に活用されていないこと等を指摘した。今後は、評価が実質的な業務の効率化につながるように、見直しへの反映を適切に実施しなければならない、としている。

2 独立行政法人の自主的な業務運営と見直しのあり方

平成 13 年 4 月に設立された国立博物館は、最初の中期目標期間において、大型展の開催

殊法人整理合理化計画において、事業団の実施する助成業務については独法に準じた管理手法を導入することが定められており、見直しが実施されることとなった。

²⁸ 総務省報道資料「『中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて』の行政改革推進本部決定」（平成 18 年 12 月 24 日）総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061224_1.pdf>

²⁹ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計 2017 号事務連絡財務大臣から各省各庁の長あて）

³⁰ この検査は、会計検査院が参議院決算委員会からの要請を受けて、独法の組織、財務、業務実績等の業務運営等の状況について、45 の先行法人に対し横断的に実施したものである。会計検査院ホームページ<http://www.jbaudit.go.jp/audit/pdf/request_h17.dokuhouzen.pdf>

³¹ ほとんどの法人において、役職員の報酬・給与の支給額等が国家公務員に準拠したものになっており、独自の支給基準を定めている法人は、役員報酬 7 法人、職員基本給 1 法人、勤勉等手当 6 法人であった。

や常設展の充実等のサービス向上に努め、入館者数と自己収入の拡大を達成した。平成 18 年 4 月からの新たな中期計画では、この実績が反映され、自己収入の目標額は大幅に引き上げられ、運営費交付金は減額されることになった。これに対し国立博物館は、大型展は当面なく、入場者数の拡大による収入増は見込めないとして、平成 18 年 10 月から東京、京都、奈良の 3 館で常設展の料金を値上げすることを決定した。

利用者への負担を求めるこの決定に対しては、拙速な値上げであり、他にも収入を確保する手段はあったのではないかと、との批判がある³²。しかし、目標額を達成すれば、次期計画では、さらに高い目標額が設定されるという中では、利益追求に向かわざるをえない面もある。したがって、このような見直しは、公的な事業を実施する独法にはふさわしくなく、かつ独法の自主的な運営の妨げになるのではないかとという批判もある³³。

3 業務適正化のための評価機能の強化

平成 18 年 10 月に、緑資源機構が、林道の建設・測量コンサルタント業務を巡る官製談合への関与の疑いで、公正取引委員会から立入検査を受けた³⁴。

しかし、同機構を所管する農林水産省の評価委員会が実施した年度評価（平成 17 年度）は、この件について何も触れなかった。これに対し審議会は、不正な入札等が発生した場合、府省評価委員会は、業務の適正化を図る観点から、チェック機能の強化等、再発防止対策に反映できるような評価を行うべきであると指摘している³⁵。

これまでの評価・見直しは、計画に策定されている事項を中心に行われていたが、今後は、計画外の後発的な問題に対しても、適時適切な指摘を行うことが必要であろう。

おわりに

独法制度においては、業務運営が、事前規制型から事後評価型に転換されたことが最大のポイントである。所期の成果をあげられるかどうかは、実際の運営において事後評価の仕組みがうまく機能するかどうかにかかっている。制度発足から 6 年、法人の統廃合や役職員の非公務員化等のハード面では、一定の成果をあげており、事後評価型の運営が着実に根付きつつあるといえる。

しかし、独法制度はいわば、常に発展途上にあることが意識された制度である³⁶。運用面での実績の積み重ねが、行政サービスの向上と行政の効率化につながる。今後は、評価・見直しが、業務の実質的な効率化や活性化につながったかどうかといったソフト面に重点を置いて、運用がなされなければならない。適切な運用がなされているかどうかについては、引き続きその動向を注視していく必要がある。

³² 「国立博物館が常設展値上げ 顧客満足競争力問う」『日本経済新聞』2006. 8. 22, 夕刊。

³³ 「国立博物館 財政難で 3 館値上げ」『読売新聞』2006. 5. 4.

³⁴ 「受注 4 法人へ『天下り』 発注の緑資源機構 5 理事 1 億数千円報酬も」『読売新聞』2006. 12. 25, 夕刊。

³⁵ 「平成 17 年度における農林水産省所管独立行政法人の業績の実績に関する評価の結果等についての意見について」総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061127_2_8.pdf>

³⁶ 岡本義朗・高崎正有「独立行政法人における事後評価型業務運営の確立に向けて - 英国、ニュージーランド、カナダの比較研究から得られる示唆 - 」『会計検査研究』26 号, 2002. 9, p. 176.

表3 平成18年の見直しにおける主な指摘事項とコスト縮減効果

主務府省	法人名	主な指摘事項	コスト縮減効果(億円)
内閣府	<u>北方領土問題対策協会</u>	・法人資金貸付の停止、融資条件の厳格化	0.4
外務省	国際協力機構	・ODA卒業国に設置されている海外拠点の原則廃止	201
	国際交流基金	・「国際交流基金フォーラム」の廃止 ★日本語国際センター等の運営業務につき市場化テスト実施	47
文部科学省	教員研修センター	・研修の重点化及び海外派遣研修の一部廃止	4
	科学技術振興機構	・研究費の重複排除、不正使用防止対策の強化 ★日本科学未来館の運営業務につき、民間委託の実施状況によっては市場化テストの実施を検討	477
	日本学術振興会	・研究費の重複排除、不正使用防止対策の強化	131
	<u>日本学生支援機構</u>	・奨学金の回収強化 ★国際交流会館の新設停止及び市場化テストの活用	17
	<u>国立大学財務・経営センタ</u> <u>二</u>	・融資等業務への機能特化、他業務の廃止、民間資金の活用等 ★キャンパス・イノベーションセンターの運営業務につき市場化テスト実施	3
	<u>日本私立学校振興・共済事</u> <u>業団</u>	・民間の融資実態を踏まえた短期融資の廃止等 ・学校法人への補助金助成の配分方法の見直し	116
	厚生労働省	<u>福祉医療機構</u>	・福祉医療貸付の融資対象限定、新規融資額の大幅縮減
<u>労働政策研究・研修機構</u>		・業務全般の縮小・重点化と人員削減	19
<u>雇用・能力開発機構</u>		・「私のしごと館」の廃止も含めた検討を実施 ★アビリティーガーデン等の運営業務につき市場化テスト実施	572
農林水産省	<u>農林漁業信用基金</u>	・農業・漁業信用保険に部分保証を導入 ・保険引受時の審査の厳格化・求償権回収の強化	30
経済産業省	<u>新エネルギー・産業技術総合開発機構(※)</u>	・省エネルギー債務保証・利子補給の廃止及びそれに伴う基金の国庫返納	3
	日本貿易振興機構	・ビジネス日本語能力テスト等の廃止	22
	原子力安全基盤機構	・原子力防災研修事業の他法人との重複排除等による経費縮減	77
	情報処理推進機構	・一般債務保証の廃止、それに伴う政府出資金の国庫返納 ★情報処理技術者試験事務の運営業務につき市場化テスト実施	56
	<u>石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>	・石油等探鉱・開発に係る個別支援の採択管理における厳正・適切な審査・評価	101
	<u>中小企業基盤整備機構(※)</u>	・高度化融資事業の融資案件の限定、債権管理の強化 ・個別化に基づく出資・債務保証5事業の廃止	10
国土交通省	自動車検査	・役職員の非公務員化 ・検査業務の縮減・重点化、要員配置の見直し	8
	<u>鉄道建設・運輸施設整備支援機構(※)</u>	・内航海運活性化融資にかかる借入金の抑制	—
	<u>自動車事故対策機構</u>	・交通遺児等に対する生活資金貸付の業務コスト削減 ・支所業務の集約化、要員配置の見直し	10
	<u>奄美群島振興開発基金</u>	・融資・債務保証の重点化	—

(出典) 総務省報道資料「『中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて』の行政改革推進本部決定」(平成18年12月24日) 総務省ホームページ<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/g_yokaku/kettei/061224gaiyou.pdf>等に基づき、筆者作成。

(注1) 融資等業務を行っている法人については、法人名に下線を引いた。また、融資等業務のみを前倒して見直した法人については※印を付した。

(注2) 指摘事項のうち、市場化テストの枠組みの活用を図ることとされているものには★印を付した。

(注3) コスト縮減効果は、次期中期目標期間全体について見直しを行わなかった場合のコスト(一般管理費+業務費)から、見直しを行った場合のコストを差し引いた額等について各府省が試算した額。